

産後の手続き 赤ちゃんがうまれたら

R7.4.21 現在

制度（窓口）	内 容	手 続 き
出生連絡票 （新生児・未熟児訪問） （保健センター内 こども福祉課 こどもすこやか係）	「出生連絡票」で訪問を希望された方に、保健師または助産師が訪問し、ご相談に応じます。	出産後できるだけ早く（<u>7日以内</u>）、「出生連絡票（ハガキ）」を記入のうえ情報保護シールと切手を貼って投函してください。  産後、射水市内の自宅または実家に帰られる方は、こちらから電子申請できます。 「出生連絡票」は、出生届とは異なるためご注意ください。
出 生 届 （市民課）	赤ちゃんが生まれたときにする届出です。	父母の本籍地、住所地、出生地または所在地の市町村役場窓口に、<u>出生日を含め 14 日以内</u>に届出をしてください。 <持ち物> ・出生届（出生証明書が記載されたもの） ・母子健康手帳
出生祝い クーポン （こども福祉課こども福祉係）	市内の提携店舗で使える電子クーポンを支給します。	出生届出時に申請の案内をお渡しします。
児童手当 （こども福祉課こども福祉係）	高校3年生までのお子さんを養育している方へ支給します。	出生日の翌日から数えて<u>15日以内</u>に窓口で申請してください。 <持ち物> ・申請者※1の通帳 ・申請者※1の健康保険の加入情報が確認できる書類等※2 ・申請者※1及び配偶者の「マイナンバーカード」又は「マイナンバーのわかる書類と本人確認書類（運転免許証等）」
子ども 医療費助成 （こども福祉課こども福祉係）	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、お子さんの入院・通院に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。（食事療養費は除く）	出生した日を含め、<u>15日以内</u>に窓口で申請してください。 受給資格登録を行うと、受給資格証が交付されます。 <持ち物> ・お子さんが加入する予定の父または母の健康保険の加入情報が確認できる書類等※2
妊婦支援給付金 （2回目） （こども福祉課こども福祉係）	妊婦支援給付金（2回目）としてお子さん1人につき5万円支給します。	別紙「妊婦等包括相談支援及び妊婦支援給付金の一体的実施支援事業について」参照 <持ち物> ・母の通帳の写し（口座名義、番号がわかるページ）

※1 児童手当の申請者…父母のうち、生計の維持する程度の高い方が申請者となります。

※2 健康保険の加入情報が確認できる書類等…①～④のいずれか1つをお持ちください（マイナ保険証は不可）。

- ① 現行の健康保険証（使用可能な経過措置期間に限る）
- ② 保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
- ③ 保険者から交付された「資格確認書」
- ④ マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し

